

国分寺市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

国分寺市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨と位置付け	1
2. 本市の現状	1
3. 目標	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6
参考資料	8

1. 計画の趣旨と位置付け

(1) 計画の趣旨

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、国分寺市立学校における教育の質の維持向上を図ることを目指し、本計画を策定する。

(2) 計画の位置付けについて

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第8条第1項の規定により教育委員会が定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」であり、「国分寺市立学校における働き方改革推進プラン」(平成31年1月)の実行計画として策定するものである。

(3) 計画期間

令和8年度から令和11年度まで

2. 本市の現状

(1) 本市の現状

- 教育委員会では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、国分寺市公立学校の管理運営に関する規則(昭和35年教委規則第6号)を改正し、教育職員の業務量の適切な管理に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における令和3年度から令和7年度までの教育職員の時間外在校等時間及び教育職員のストレスチェックの高ストレス者の割合の状況については、次ページのとおりであった。

【本市における教育職員の時間外在校等時間の状況】

(各年度10月の実績)

	年度	小学校(%)	中学校(%)
月45時間を上回る割合	R3	27.1	37.4
	R4	25.3	37.7
	R5	22.4	30.5
	R6	24.4	29.6
	R7	16.0	28.2
月80時間を上回る割合	R3	2.5	5.8
	R4	1.0	5.1
	R5	1.7	4.3
	R6	1.0	2.8
	R7	0.9	4.0

【本市における教育職員のストレスチェックの高ストレス者※の割合】

年度	割合(%)
R3	14.0
R4	10.7
R5	10.7
R6	8.3
R7	10.4

※厚生労働省の「ストレスチェック実施のマニュアル」高ストレス者判定基準による

- 令和7年度10月の時点で、時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小学校では16.0%、中学校では28.2%となっている。特に、中学校では、全体の約4分の1以上の教育職員が45時間を超えている状況である。また、令和7年度の時点で、教育職員のストレスチェックの高ストレス者の割合は、10.4%となっている。実効的な対策を図ることによって、教育職員の業務や教育の質の向上のための時間的余裕を創出するとともに、ワーク・ライフ・バランスの充実や働きがい等を感じられる職場環境の改善を図ることが必要である。

3. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」(※P8参考資料)を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)
 - ・ 学校運営協議会と共に、保護者・地域住民等による通学路の見守り活動の在り方を検討する。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時等の対応(「3分類」②関係)
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ サポートチーム連絡会等において、補導等された児童・生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)
 - ・ 給食費については、平成22年度から公会計化を実施しているが、そ

の他の学校徴収金についても、今後も検証及び必要な改善に努めていく。

- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)
 - ・ 学校教育行政に係る法務相談等担当弁護士(スクールロイヤー)の派遣事業の活用を促進するために、同事業の周知徹底を図る。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)
 - ・ 現在、本市では、水質管理を含めて、民間施設を利用した学校水泳指導を2校で実施している。今後も施設・設備の老朽化の状況等に応じて、事業委託を検討していく。
 - ・ 体育館等の地域開放施設の管理業務について、既に市で導入している公共施設予約システムの活用に向けて、検証及び必要な改善に努めていく。
- ◆ 部活動(「3分類」⑬関係)
 - ・ 以下の項目について実践と検証を重ねながら、本市の実態に合った部活動の地域連携・地域展開を積極的に推進していく。
 - ア 部活動指導員や外部指導員の拡充
 - イ 拠点校方式の部活動の拡充
 - ウ 地域団体との連携推進
 - エ 地域クラブ設立の可能性の検討

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 都の動向を注視しつつ、授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフの全校配置を継続する。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆ 支援が必要な児童・生徒、家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する協議会（サポートチーム連絡会）を開催することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担の下に支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 必要に応じて、医療的ケア看護職員や介助員等、専門的な人材の学校への派遣を実施する。

(2) 学校における措置の推進

○ 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校第4学年以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃の時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設

定など、日課表の工夫を行う。

- ・ デジタル技術の活用により、教員と保護者間の連絡や学校内の連絡などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、令和6年度国分寺市平均375.3点から令和6年度東京都平均438点にする。

(例) 欠席連絡や登校状況の把握等について、電話連絡だけでなく、校務PCやアプリ等を用いて効率的に行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。
 - ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員は、医師による面接指導を実施する。
 - ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
 - ・ ストレスチェック実施率100%を目標とし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
 - ・ 心身の健康問題についての相談窓口を整理し、周知を進める。
 - ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して働き掛けをしていく。
 - ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回以上、夏季休業期間中に連続4日間以上の一斉閉校期間を設定するよう、各学校に働き掛けていく。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市教育委員会のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

- ・ 学校での児童・生徒の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関と共に取り組む。
- ・ 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、教育委員会で導入している出退勤管理システムで把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標の達成状況についても、教育委員会で導入しているストレスチェックの結果から把握する。教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校については、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、業務量管理・健康確保措置計画の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（令和7年9月26日7文科初第1404号文部科学事務次官通知）別添4